

◎新潟県告示第840号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、関係図面は、新潟県土木部砂防課及び村上地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成30年7月27日

新潟県知事 花 角 英 世

1 区域の名称

南赤谷急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から20号までを順次結んだ線及び標柱20号と1号を結んだ線に囲まれた区域

岩船郡関川村

南赤谷

7番8	1号
7番2	2号、3号、5号、6号、7号、20号
11番	4号及び18号
525番	8号
537番	9号
538番	10号
542番	11号
546番	12号
23番1	13号及び14号
21番	15号及び16号
19番	17号
306番1	19号